

# 関東信越税理士会 熊谷支部3月例会次第

日時 平成27年3月27日(金)  
午後4時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

(1) 2月 9日(月)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 2月 9日(月)	支部臨時総会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 2月 9日(月)	支部理事予定者会議	於	ホテルガーデンパレス
(4) 2月 9日(月)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス
(5) 2月10日(火)	県連役員推薦委員会	於	埼玉県税理士会館
(6) 2月24日(火)	本会会長納談視察	於	深谷コミュニティセンター
(7) 3月22日(日)	熊谷さくらマラソン	於	熊谷市内
(8) 3月24日(火)	県連支部長会・臨時総会	於	パレスホテル大宮
(9) 3月25日(水)	熊谷青色申告会反省会	於	ふぁーまーずはうすアーク

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会  
日時 3月27日(金)午後4時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 確定申告慰労会  
日時 3月27日(金)午後5時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 正副支部長・署との協議会  
日時 4月1日(水)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署
- (4) 正副支部長・地域長会議  
日時 4月1日(水)午後4時45分～  
場所 支部事務局
- (5) 本会理事会・支部長会  
日時 4月6日(月)午後1時00分～  
場所 パレスホテル大宮
- (6) 女性部会  
日時 4月7日(火)午前11時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス山水
- (7) 県連理事会  
日時 4月9日(木)午後3時00分～  
場所 パレスホテル大宮
- (8) 支部ゴルフ愛好会コンペ  
日時 4月16日(木)  
場所 熊谷ゴルフ
- (9) 会報部会  
日時 4月17日(金)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (10) 税務支援対策部会  
日時 4月20日(月)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (11) 研修部会  
日時 4月21日(火)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (12) 正副支部長・署との協議会  
日時 4月23日(木)午後4時20分～  
場所 熊谷税務署

(13) 正副支部長・地域長会議

日時 4月23日(木)午後5時5分～

場所 支部事務局

(14) 業務対策部会

日時 4月23日(木)午後6時00分～

場所 支部事務局

(15) 埼玉県社会保険労務士会熊谷支部通常総会

日時 4月24日(金)午後3時00分～

場所 マロウドイン熊谷

(16) 広報部会

日時 4月24日(金)午後6時00分～

場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

武田匡哉 (平成27年3月25日登録)

〒366-0026 深谷市稲荷町1-9-46 税理士法人武田事務所

TEL 572-5110 FAX 573-7328

6. 次回例会予定

日時 4月7日(火) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

バス 午前 9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年3月27日現在)

4月例会	4月 7日(火)	午前9時30分～
5月例会	5月 7日(木)	午前9時30分～
6月例会	6月16日(火)	午後1時20分～
定期総会	6月16日(火)	午後3時30分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

## 平成26年分確定申告速報値(概数)

### 1 来署人員

区 分	平成26年分	対前年比
署	15,201	94%

### 2 申告書提出件数

#### (1) 所得税確定申告

区 分	平成26年分	対前年比
提出件数	59,000	99%
内 譲渡所得	3,200	80%
本人・税理士送信e-Tax	9,000	107%
税理士一括提出	2,300	85%
(一括提出の内 最終2日間)	1,300 (54%)	来署事務所数 88件

#### (2) 贈与税申告

区 分	平成26年分	対前年比
提出件数	1,000	102%
内 本人・税理士送信e-Tax	230	107%

### 3 深谷コミュニティセンターの状況

区 分	平成26年分	対前年比
来所人員	1,500	91%
収受件数	1,400	85%
延 税理士従事員数	114	96%

熊谷支部の皆様

平成27年3月吉日

熊谷支部ゴルフ会

会 長 竹 村 宗 一  
幹 事 大 谷 宏 一

## 熊谷支部ゴルフ会 からのご案内

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
熊谷支部ゴルフ会では、会員相互の融和と親睦を図るとともに、会員の健康増進を目的として、26年度は3回のゴルフコンペを開催しました。  
27年度は下記の通り ゴルフコンペ等を計画しています。  
ゴルフに興味のある会員の皆様のご参加をお待ちしております。  
入会をご希望される方は、支部事務局又は幹事までご連絡ください。

### 記

開催時期 ・ 4月 6月 9月 11月 12月 ～第2週 水・木前後  
(27年度 第1回は 4月16日(木) 熊谷ゴルフクラブ)

・そのほか 秋に開催される税理士協同組合主催の  
親睦チャリティゴルフ大会に参加予定

開催場所 熊谷ゴルフクラブ他近隣のゴルフ場を予定しています

競技方法 新ペリア方式 (ハンデ 上限なし)

参加費用 ・ 賞品やパーティ費として 5,000円前後

・ 年会費はありません

※ 入会申し込みは 随時受け付けています  
(すでに入会されていらっしゃる会員の方々は 申し込みの必要ありません)

( そのまま FAX して下さい )

熊谷支部ゴルフ会 行 FAX 048-521-9612

熊谷支部ゴルフ会 に入会を希望します

御芳名

平成 27 年 3 月 27 日(金)

会員 各位

ゴルフ愛好会 会長 竹村 宗一

## 熊谷支部ゴルフ会 桜吹雪コンペ(第 4 回)のご案内

繁忙期を乗り越え、ゴルフのことも考えられる季節がやってきました。

下記の日程で第 4 回ゴルフコンペを開催いたします。

熊谷支部ゴルフ会では会員を随時募集しております。奮ってご参加くださいます  
ようご案内申し上げます。

### 記

日 時	平成 27 年 4 月 16 日(木)
場 所	熊谷ゴルフクラブ Tel 048-521-5411
集合時間	AM9:00
スタート	AM9:38 OUT スタート 5 組予約
組合せ	当日お知らせします。
会 費	5,000 円(賞品代及びパーティ代) ※プレー代は各自精算
競技方法	新ペリア方式

※参加のご回答は、この用紙のまま事務局 F A X(048-521-9612)へ **4月2日(木)**

までをお願いいたします。

(ゴルフコンペ申込表)

4 月 16 日(木)ゴルフコンペに 参加します。

会員氏名 \_\_\_\_\_

(案)

平成 27 年 3 月 26 日

関東信越税理士会

会長 小林 健彦 様

税務支援対策部長

長谷川 良 貝



## 確定申告期独自事業に対する施策の報告書

## I 現在実施している事業の考察

本会では、確定申告期（2月1日から2月15日）に全会員参加による「会員事務所における無料税務相談」を実施している。その事績は次のとおりである。

	年度末税理士 会員数	従事会員数	指導納税者数 (実数)	申告書提出数
平成 21 年度	7,115人	6,293人日	2,290人	1,920件
平成 22 年度	7,121人	5,999人日	1,930人	1,788件
平成 23 年度	7,125人	980人日	1,265人	2,109件
平成 24 年度	7,195人	1,765.8人日	487人	1,013件
平成 25 年度	7,242人	4,319.5人日	1,344人	1,276件

表のとおり、平成 23 年度以外は年々減少しており、平成 24 年度、同 25 年度においては会員数に対して指導納税者数が、2割を切る状態にある。

施策の趣旨からすれば、税理士の社会貢献として大変素晴らしい事業ではあるが、事績から考えた場合には頭打ちになってきているように推察する。

## II 施策の再構築を求める趣旨

税理士の行う税務支援事業について、時代に即した基本的考え方、税理士法の立法趣旨並びに職業倫理等を勘案して、本来の税務支援事業の在り方を見直すべき時を迎えている。

税理士業務は、税理士法の定めの下に無償独占業務が保障されている一方、同じく税理士法の定めにより、経済的弱者への税理士業務について、税理士会の会則に記載しなければならない事項として、税務支援事業の規定が設けられ、会員に対して従事義務を課している。

歴史を遡れば昭和 38 年当時、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合、国税庁と

の三者協定に始まり、時代の流れに沿って、変化してきた事業である。

近年、その事業内容が、税理士会が自ら行う独自事業、国税当局からの受託事業、指定団体からの協議派遣事業に大別されるようになった。

特に、確定申告期においては独自事業である「会員事務所における無料税務相談」、受託事業である「確定申告期における無料申告相談」（以下、無料申告相談という。）、「確定申告期における電話相談」（以下、電話相談という。）について、会員に従事義務を課して全会員に従事していただいているところである。

しかしながら、税理士法及び会則で規定した税務支援事業の本来の趣旨からすれば、税理士が自ら行う税務支援事業は、独自事業である「会員事務所における無料税務相談」のみであり、受託事業の「無料申告相談」及び「電話相談」は、考え方からすれば請負事業であり、税理士法及び会則で規定している税務支援事業に該当しないようにもとれる。

前述したように、この事業は時代の変化に伴い改定していくべきものであり、税理士の社会的使命に立ち返り、ここに大きな変革が求められている。

中でも、確定申告期に独自事業として実施している「会員事務所における無料税務相談」について、その実施方法等の変更を検討する時がきている。その変更にあたっては、常に納税者の利便性、税理士の社会公共性、税務行政の円滑な運営を考慮して立案することとする。

### Ⅲ 確定申告期の「会員事務所における無料税務相談」の再構築

現在、確定申告期（2月1日～2月15日）に全会員参加により、会員事務所において無料税務相談を実施している。原則、この事業は会員事務所で行っているが、例外として、支部又は会員の事情により、支部会場で実施することも認めている。

この支部会場で行う無料税務相談について、本会に申請することにより助成金を支給している。過去に2支部が申請しただけで、他に申請は出ていない。

今後、「会員事務所における無料税務相談」を会員事務所のみならず、「支部会場における無料税務相談」も併せて検討することも必要である。

特に、特段の事情により会員事務所で行うことが困難な会員については、「支部会場における無料税務相談」への参加をお願いし、全会員が本事業に従事できるように整備したい。

1. 実施期間 …… 2月1日～2月15日
2. 実施場所 …… 支部会場 ※ただし、会場費用等の取扱いは未定
3. 謝 金 …… 無 償
4. そ の 他 …… 実施内容については、会員事務所における無料税務相談と同様

### Ⅳ 具体的行動

#### 1. 平成26年分確定申告期

平成26年分確定申告期にあたっては、「会員事務所における無料税務相談」は、例年どおり実施し広報活動を強化した。また本年度、下記2支部において、「会員事務所

における無料税務相談」を一部「会場型」に代えて無料税務相談が実施された。

広報活動については、本会では国税局とタイアップしてのホームページによる広報。各県連では例年実施している一般紙を利用した広報。さらに、各支部では税務署や地方公共団体等の協力を得てのチラシ配布や市町村広報誌への案内掲載など、その強化に努めた。

また、各支部には、会員に対して支部例会及び確定申告期研修会等で、再度「会員事務所における無料税務相談」の施策内容とその実施の周知徹底と、特に自身による相談対応が困難な場合などは他の税理士を紹介するなど、納税者からの相談の申し込みに的確に対応するようお願いした。

◆平成 26 年分確定申告期での会場型実施支部の事績◆

(1) 下館支部

実施日時	平成 27 年 2 月 12 日 (木) AM9:30~正午、PM1:00~3:00
場 所	セナミ学院 [下館駅南校] (下館市)
従事税理士数	5 名
指導納税者数	39 名 (申告書受理件数: 68 件)
広報活動	月刊誌で折込チラシ (全戸配布)、支部独自ポスター掲出

(2) 越谷支部

実施日時	平成 27 年 2 月 2 日 (月) PM1:30~3:30 平成 27 年 2 月 6 日 (金) AM9:30~正午
場 所	越谷中央市民会館 (越谷市) 八潮メセナ (八潮市)
従事税理士数	17 名 (市民会館: 14 名、メセナ: 3 名)
指導納税者数	25 名 (市民会館: 20 名、メセナ: 5 名) [申告書受理件数: 25 件]
広報活動	各市町広報誌

※上記のとおり的事績報告があり、「支部会場における無料税務相談」は有効に機能したと考える。

2. 平成 27 年度以降について

平成 26 年度の事績を踏まえて、支部の実情を十分に考慮して、平成 27 年度以降は会員数の多い支部においては、全会員参加のもと「会員事務所における無料税務相談」と併せて「支部会場における無料税務相談」を実施できるよう、実施要領の再検討、運営マニュアル等の整備をし、本独自事業の定着と納税者の信頼性にこたえる事業に発展させていくべきである。



## V 独自事業「会員事務所における無料税務相談」の問題点について

### 1. 期間の問題点

「会員事務所における無料税務相談」は、2月1日から2月15日の期間内（各県連により日数が違う）の実施であるが、「支部会場における無料税務相談」を実施する場合には数日間行った方が良く考える。この場合の支部の負担軽減をどう図っていくか？

### 2. 場所の問題点

上記の数日間の実施を目指した場合、会場の確保が困難である。また、電子申告に対応することを考えるとインフラが整っている会場の確保が必要である。

### 3. 資金面の問題点

税理士に対しては、無謝金のため問題ないが、場所の確保で会場費の負担が大きくなる可能性がある。また電子申告に対応するためには、PCのレンタル及びカードリーダーライタの購入等が必要であり、この負担を支部がするのか、本会がするのかの問題がある。

### 4. 広報活動の問題点

市町村広報誌において広報する場合には、給与所得者であっても有償になる場合の表示ができない等の問題。また広報活動は、コミュニティーが小さい方が有効であるが、この場合でも資金面に負担が生じてしまう。

## VI 本年度税務支援対策部の結論

平成26年分確定申告期の事績が集計された場合に、「会員事務所における無料税務相談」事績と2支部で実施いただいた「支部会場における無料税務相談」の事績を1人当たり相談納税者数で比較し、「支部会場における無料税務相談」事績が上回っていた時は、平成27年度以降では、会員数がおおよそ100名以上の支部については、「会員事務所における無料税務相談」と併せて、「支部会場における無料税務相談」の実施をお願いしたい。

また、実施に当たっては、支部の実情及び地域の特性を考慮して、支部会員の理解のもと、実施に向けて事業計画を立てていただきたい。

次年度以降、税務支援対策部においては、実施に当たっての実施要領の見直し、運営マニュアルの作成等、実施する支部に支障をきたさないよう環境の整備を図っていただきたい。

なお、本施策は他会に見られない“関東信越税理士会の独自事業の本流”であるので、今後発展することを期待して、本年度税務支援対策部の結論として、ご報告申し上げます。

平成27年3月吉日

会員各位

関東信越税理士国民健康保険組合  
埼玉県支部連合会 理事長 大久保文男

関東信越税理士会埼玉県支部連合会  
会長 宮倉 裕二

## 第1回埼玉県連健康づくりハイキング実施のご案内

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、当国民健康保険組合の組合員だけではなく、関東信越税理士会会員の皆様もご参加出来るよう日帰りハイキングを計画いたしました。つきましては、会員の先生のみならず、事務所職員様、ご家族の皆様をお誘いの上、ご参加いただくようお願い申し上げます。

なお、定員を設けていますので、定員になり次第お申し込みはお断りさせていただきます。ご承知おき下さい。

敬具

1、実施日時	平成27年5月9日(土) 午前9時～午後1時
2、実施場所	1、飯能市「天覧山」周辺散策 2、昼食会場「ホテルハリテイジ」昼食代無料
3、参加対象者	税理士会会員税理士及びその職員、その家族
4、参加費	無料
5、申込要領	別紙「参加申込書」記入のうえ、国保事務局までファックスにて送付して下さい。 先着150名様に参加可能です。 申込締切日 平成27年4月24日(金)
6、実施内容	平成27年5月9日(土) 午前 9時00分 「ホテルハリテイジ飯能」集合 受付 9時30分 ハイキングスタート 10時50分 「天覧山」到着 11時30分 「能仁寺」到着 午後12時10分 「ホテルハリテイジ飯能」到着 昼食 1時00分 昼食後 解散

### 《注意事項》

- 参加は申込先着150名様です。
- 歩きやすい服装、運動靴等でご参加ください。
- 国民健康保険組合からの県連補助金で事業を実施いたしますので、申し添えます。





FAX 挿入方向【FAX 番号：048-644-3030】



## 埼玉県連健康づくりハイキング参加申込書

私は平成27年5月9日（土）開催の健康づくりハイキングについて、下記のとおり申込みいたします。

	フリガナ	参加資格
	参加者氏名	
1		税理士 ・ 職員 ・ 家族
2		税理士 ・ 職員 ・ 家族
3		税理士 ・ 職員 ・ 家族
4		税理士 ・ 職員 ・ 家族
5		税理士 ・ 職員 ・ 家族

事務所名

〒

事務所住所

※この用紙をコピーしてご使用ください。

※参加決定された方には、後日「参加要項」をお送りします。

# 会員の皆さんへ

◆限定出版につき申込み期日を厳守！  
(予約申込期日平成27年6月15日(月)迄)

## 関東信越国税局管内

平成  
27年分

財産評価基準書

路 線 価 図

財産評価基準書

評 価 倍 率 表

財産評価基準書（路線価図及び評価倍率表）の平成27年分を、関東信越国税局管内を39分冊に区分し、前年同様予約発売することになりました。その主な内容は下記のとおりです。

- 路線価図の前面に公示価格及び基準価格の一覧表がついています。
- 各税務署別路線価図の冒頭に町丁名索引表がついています。
- 地区区分、借地権割合及び公示番号が表示されています。
- 各分冊の表紙に税務署名及び収録されている市・町・村名が表示されています。
- 会員の販売価格は定価の一割引です。
- 納本は8月を予定し、申込者へ直接送付となります。
- 発行所は大蔵財務協会です。

### 申 込 方 法

- ★裏面申込み書にご記入のうえ所属地域(支部)へご提出下さい。
- ★申込み期限後の追加注文及び変更はおことわりします。

### 発売元 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F TEL (048) 650-0333

### 発行所 一般財団法人 大蔵財務協会

〒102-8335 東京都千代田区三番町30-2 ☎(03)3265-4141(代) FAX (03)3264-0524

# 申 込 書

〈平成27年分〉

〔路線価図  
評価倍率表〕

	NO.	分 冊 区 分	定価(税込)	申込 冊数		NO.	分 冊 区 分	定価(税込)	申込 冊数
路 線 価 図	1	茨城県(水戸・潮来)	10,600円		路 線 価 図 評 価 倍 率 表	21	埼玉県(上尾)	8,600円	
	2	茨城県(日立・太田)	12,800円			22	埼玉県(越谷)	8,400円	
	3	茨城県(土浦)	11,700円			23	埼玉県(朝霞)	6,800円	
	4	茨城県(古河・下館)	8,700円			24	新潟県(新潟)	12,300円	
	5	茨城県(竜ヶ崎)	9,600円			25	新潟県(長岡)	7,600円	
	6	栃木県(宇都宮)	9,100円			26	新潟県(三条・巻)	7,600円	
	7	栃木県(足利・佐野)	8,900円			27	新潟県(柏崎・小千谷・十日町・糸魚川・高田)	11,700円	
	8	栃木県(栃木)	8,800円			28	新潟県(新発田・新津・村上・佐渡)	9,100円	
	9	栃木県(鹿沼・真岡・大田原・氏家)	11,400円			29	長野県(長野・信濃中野)	10,500円	
	10	群馬県(前橋・桐生・伊勢崎)	8,800円			30	長野県(松本・大町)	8,500円	
	11	群馬県(高崎)	9,600円			31	長野県(上田・佐久)	8,800円	
	12	群馬県(沼田・藤岡・富岡・中之条)	5,900円			32	長野県(飯田・諏訪・木曾・伊那)	11,800円	
	13	群馬県(館林)	9,800円			33	茨城県全域	4,600円	
	14	埼玉県(川越)	10,800円			34	栃木県全域	3,400円	
	15	埼玉県(熊谷・行田)	9,900円			35	群馬県全域	3,500円	
	16	埼玉県(川口・西川口)	10,300円			36	埼玉県(川越・川口・西川口・浦和・大宮・所沢・春日部・上尾・越谷・朝霞)	4,200円	
	17	埼玉県(浦和・大宮)	11,000円			37	埼玉県(熊谷・行田・秩父・本庄・東松山)	4,000円	
	18	埼玉県(秩父・本庄・東松山)	7,400円			38	新潟県全域	4,500円	
	19	埼玉県(所沢)	9,600円			39	長野県全域	3,700円	
	20	埼玉県(春日部)	10,900円			〈合 計〉 合計金額×0.9 =			

※会員(税理士)斡旋価格〔定価(税込)×0.9〕

登録番号

所属地域(支部)

事務所 〒 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

班名 \_\_\_\_\_

氏名

電話番号

## 組合員各位

## 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13

TEL 048-650-0333 FAX 048-650-0335

第 47 回関税協組合員実務セミナーのご案内

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび恒例の第47回関税協組合員実務セミナーを下記のとおり開催いたしますので、ご案内させていただきます。

記

開催日 : **平成 27 年 4 月 20 日(月)**

開催時間 : 10:00~16:20 (認定研修時間 5 H) (9:30 受付開始)  
[10:10~12:30/13:40~16:20 (昼休 12:30~13:40)]

開催場所 : 大宮ソニックシティ 小ホール (最大収容人数約 496 人)  
さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 TEL048-647-4111

テーマ : 「**税率の引上げに伴う  
3月決算法人の実務ポイント**」

講師 : 税理士 熊王 征秀

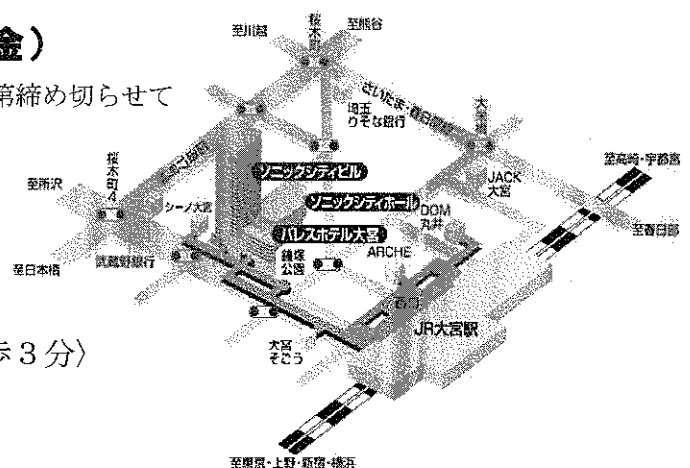
受講料 : 組合員・職員共  
1名様につき 6,000円 (税込) (昼食は付いておりません)

申込方法 : 後掲の受講申込書にご記入の上、(株)ぎょうせい関東支社へ F A X  
又は郵送にてお申し込みください。

振込先 : お申込み受付後、2月中旬から順次、受講票と請求書をお届けいたします (株)ぎょうせいより)。その際に同封いたします振込用紙にて事前にお振り込みください。

申込期限 : **平成 27 年 4 月 10 日(金)**

(会場の都合により定員になり次第締め切らせていただきます。)



〈会場 : JR 大宮駅徒歩 3 分〉

## 研修内容

### <趣旨>

消費税率の10%への引上げは1年半先送りされ、平成29年4月からとなります（総額表示特例も延期の見込み）が、長期の請負工事などでは10%の経過措置に留意する必要があります。そして、間もなく迎える27年3月決算法人の申告では、5%と8%が混在する取引等の区分に慎重な対応が求められます（8%時の誤りが10%引上時にも影響する可能性があります）。

併せて、簡易課税の見直しの対象となる業種では、その影響を加味した対策が必要となります。

ここ数年の消費税改正におけるトラブルの事例や起きがちなミスを総点検していきます。

### <内容>

消費税の税率が平成26年4月から8%に引き上げられたのに伴い、国税庁からは「経過措置の取扱いQ&A」と「適用税率に関するQ&A」が公表されています。

これを受け、本研修では、国税庁のQ&Aを参考にしながら、平成27年3月決算法人の消費税に関する実務上の留意点をチェックします。

また、抜本改革法で創設された任意の中間申告制度と外税決済による特例計算について、制度の内容を確認するとともに、消費税のトラブル事例を紹介し、その傾向と対策を検討していきます。

## ●講師紹介

税理士

熊王 征秀 先生

### <プロフィール>

昭和 59 年、学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として勤務、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成 4 年同校を退職し、会計事務所勤務を経て、平成 6 年に税理士登録。平成 9 年に独立開業。現在、大原大学院大学准教授、日本税務会計学会委員（経営部門）。

### <主な著書>

『消費税トラブルの傾向と対策 [改正消費税対応版]』『クマオーの消費税トラブルバスター』（ぎょうせい）、『8%対応 改正消費税のポイントとその実務』（税務研究会）、『消費税の納税義務者と仕入税額控除』（税務経理協会）、『再確認！自分でチェックしておきたい消費税の実務』（大蔵財務協会）など多数

### 必ずお読みください

- ① 参加ご希望の方は、申込書に事務所所在地・事務所名・参加者名・電話番号をご記入の上、FAXにてお申込みください。
- ② お申込み受付後、2月中旬から順次、受講票と請求書をお届けいたします（㈱ぎょうせいより）。その際に同封いたします振込用紙にて事前にお振り込みください。
- ③ 当日ご入場の際は、受講票が必要です。受講票をお忘れの場合は、ご入場できない場合もございますので、必ずご持参いただき、受付係員にお渡しください。
- ④ 受講票を紛失された場合は、事前に下記までご連絡ください。

お申込み、受講票紛失等に関するお問い合わせ先

㈱ぎょうせい 関東支社 さいたま事務所

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-14-8

三井生命浦和ビル3階

TEL 048-613-1479 FAX 048-614-2139



# 第 47 回関税協組合員実務セミナー

## 4 月 20 日 申 込 書

平成 27 年 4 月 20 日 (月) 開催の第 47 回関税協組合員実務セミナーに申し込みます。

申込 F A X 番号 0 4 8 - 6 1 4 - 2 1 3 9

〒 \_\_\_\_\_

事務所所在地 \_\_\_\_\_

事務所名 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

	参加者名	どちらかに○印をしてください	受講料
1		税理士・事務所職員	6,000 円
2		税理士・事務所職員	6,000 円
3		税理士・事務所職員	6,000 円
4		税理士・事務所職員	6,000 円
5		税理士・事務所職員	6,000 円
6		税理士・事務所職員	6,000 円
計	( ) 名	合計金額	円

申込先及びお問い合わせ先

(株) ぎょうせい 関東支社 さいたま事務所 担当 生田

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 1-14-8

三井生命浦和ビル 3 階 TEL 048-613-1479

※テキスト準備の都合上、申込期限(4月10日)は厳守願います。

※お申込み受付後、2月中旬から順次、受講票と請求書をお届けいたします。(株ぎょうせいより)その際に同封いたします振込用紙にて事前にお振り込みください。

※申込期限後の取り消しはご遠慮くださいますようお願いいたします。申込期限後のキャンセル及び当日欠席者につきましては後日テキストを発送し、受講料の返金はいたしません。

※ご記入いただいた個人情報は、契約の履行以外の目的には使用いたしません。